

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期三好市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県三好市

3 地域再生計画の区域

徳島県三好市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

＜急速に進む人口減少と少子高齢化の要因＞

本市の総人口は、合併前の1955年の77,779人をピークに減少しており、2020年の国勢調査で23,605人まで減少（▲70%）している。国立社会保障人口問題研究所に準拠した本市独自の推計（人口ビジョン改訂版）の推計によれば、今後も急激な減少傾向が続き、2050年には9,148人にまで減少する見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は、1970年の14,598人から2020年の1,964人まで50年間で約13%まで減少した。一方、老年人口（65歳以上）は年々増加を続けたが、2005年に12,236人でピークを迎え、以降減少傾向となるが、2020年には総人口に対する年齢3区分の割合として一番大きな割合を占め、その後の推計では、その割合が大きくなっていくとされている。また、生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向が続いており、1970年の34,500人から2020年の10,757人まで、50年間で3分の1以下に減少している。

自然動態をみると、出生数は2020年以降は100人を下回り、2023年には66人まで減少している。その一方で、死亡数は2023年には584人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲518人（自然減）となっている。

社会動態をみると、転入者数は、年々減少傾向にあり、2023年には538人まで

減少している。転出者数についても、転入者数と同様に減少傾向にあり、2023年には678人まで減少している。毎年、転出者数が転入者数を超える「転出超過」が続いており、2023年には140人の転出超過となっている。要因としては、出生数の減少に加えて、進学・就職・転勤等の学校・仕事上の事情、また結婚等が考えられる。近隣市町村へは20～29歳の転居が顕著になっており、仕事関係やライフステージの変化により移動が発生していると考えられる。

4-2 三好市が目指す将来像

<第2次総合戦略の検証>

本市の総合戦略は、2016年3月に策定した第1次総合戦略（計画期間：2015年度～2019年度）を踏まえ、2020年3月に更なる人口減少対策を実施するために第2次総合戦略（計画期間：2020年度～2023年度）を策定した。第2次総合戦略における目標及び実績を検証した結果、5つの戦略目標のうち、「Ⅰ働く場を創る三好」「Ⅱ人を呼び込む三好」「Ⅴ未来を見据えあゆむ三好」は概ね目標を達成しているものの、「Ⅲ結婚・出産・子育ての夢を叶える三好」については目標を下回る結果となった。特に、合計特殊出生率については、2020年度当初を下回る結果となり、今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念されている。

<目標人口と取組>

「人口ビジョン 2025年改定版」では、現状の人口減少傾向が継続した場合、2050年には現在の人口の61%減である9,148人まで人口が減少する見込みであり、人口規模の縮小によって暮らしの基盤となるコミュニティの維持が難しくなると予想される。

人々の多様な暮らしを支えるコミュニティの維持のためには人口構造の適正化や一定の人口規模の維持が必要であることから、「第3次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：2025年度～2030年度）」では、2050年時点で人口12,000人程度を目標とし、若年層が暮らしやすい環境づくり、就職・転職、結婚を機とするUターン促進、医療・子育て環境の充実、住みやすい住環境の支援等の実現を図るため、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標1 ひとが集い、多様な働き方を実現する三好
- ・基本目標2 暮らしやすい・子育てしやすい三好
- ・基本目標3 一人ひとりの存在を尊重し、全世代の暮らしを守る三好

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	U I J ターン者数	1,193名	1,400名	基本目標1
イ	全人口に対する若年層(20-49) 歳の転出割合の抑制(転出率低下)	1.9%	1.8%	基本目標2
ウ	市民幸福度の向上	6.7ポイント	7.2ポイント	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期三好市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア ひとが集い、多様な働き方を実現する三好事業

イ 暮らしやすい・子育てしやすい三好事業

ウ 一人ひとりの存在を尊重し、全世代の暮らしを守る三好事業

② 事業の内容

ア ひとが集い、多様な働き方を実現する三好事業

本市における一定の人口規模の維持には、「転入者（U I J ターン含む）」の増加・獲得が重要である。そこで、本市ならではの多様な働き方や暮らし方を支援し、「自分らしく暮らせるまち」としてブランディ

ング・プロモーションを強化する。また、若年層の多様な働き方のニーズに応じた雇用機会の創出と就業マッチングの促進、起業支援、住まいの確保等を通じて転入促進を図る。さらに、市内の子どもたちが将来的に本市に定着し、Uターンを促進できるよう郷土愛の醸成やキャリア教育の充実等にも取り組む。

【具体的な事業】

- ・子育てしやすい街のブランディング・情報発信
- ・観光施設等への一時的労働者の受け入れ（ワーキングホリデー、マッチングサービス活用等）
- ・起業スキル支援
- ・市内企業との就業マッチング
- ・子育て世代を中心とした住居の支援 等

イ 暮らしやすい・子育てしやすい三好事業

本市では若年層（18歳～49歳）の転出が多く、特に子どもを生み育てる世代の転出は、人口減少の進行に大きな影響を与えている。本市で暮らし続ける人を増やしていくためには、「暮らしやすい、子育てしやすいまち」の実現が不可欠である。そのため、仕事と育児の両立支援、共助の促進、子育て環境の充実、教育の充実等に取り組む。

【具体的な事業】

- ・幸福度の高い働き方に関する企業等への周知・協力依頼
- ・子育て関連サービスの情報発信・周知（認知拡大）
- ・市施設等の利便性向上
- ・子連れで楽しめる環境づくり
- ・子育て世代を中心とした助け合える暮らし・住居の確保 等

ウ 一人ひとりの存在を尊重し、全世代の暮らしを守る三好事業

本市での多様な暮らしを維持し、市民が幸福感を持って暮らしていくためには、「幸福感」を構成する要素である身体的良好さ（安心・安全・快適性の担保等）、社会的良好さ（地域への誇り、コミュニティへの参画、良好な人のつながりの形成等）を保ちながら、自助・共助・公助を高めることが重要である。また、人口減少社会に対応し「マチ・サト・

ソラ」の住環境の特性を踏まえた暮らしの維持を進めるために、市内全域での生活機能の維持や集落・コミュニティのあり方の検討、本市固有の歴史・文化の継承、まちづくり人材の確保・育成等に取り組む。

【具体的な事業】

- ・集落コミュニティの今後のあり方の検討・戦略づくり
- ・生活サービスのデジタル化実証
- ・関係人口受入等による文化的行事の継続支援
- ・市民のまちづくり参画促進 等

※ なお、詳細は第3次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000千円（2025年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで